

## 総合評点の算出方法

総合評点は、審査項目(X1～W)のそれぞれの評点を算出し、次の式によりその建設業の業種ごとに算出します。

## 総合評定値(P)の算出:

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25(X1) + 0.15(X2) + 0.2(Y) + 0.25(Z) + 0.15(W)$$

(小数点以下の端数がある場合は、これを四捨五入する。)

### 【新経審の審査項目】

項目区分		審査項目	評点幅	ウエイト
経営規模	X1	完成工事高(業種別)	397 ~ 2,309	0.25
	X2	自己資本額 利益額	454 ~ 2,280	0.15
経営状況	Y	純支払利息比率 負債回転期間 総資本売上総利益率 売上高経常利益率 自己資本対固定資産比率 自己資本比率 営業キャッシュ・フロー 利益剰余金	0 ~ 1,595	0.2
技術力	Z	技術職員数(業種別) 元請完成工事高(業種別)	456 ~ 2,441	0.25
その他の審査項目 (社会性等)	W	労働福祉の状況 建設業の営業継続状況 防災協定締結の有無 法令遵守の状況 建設業の経理の状況 研究開発の状況 建設機械の保有状況 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	-1995 ~ 1,919	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$	-18 ~ 2,143	-

## ○各項目の評点算出方法

### 1. X1(完成工事高)

#### ■許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点

▼X1の評点は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、建設業の種類毎に直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を選択することはできず、すべて同一の方法によらなければならない。

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別 年間平均完成工事高		評 点 注)小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。
(1)	1,000億円以上		2309
(2)	800億円以上	1,000億円未満	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
(3)	600億円以上	800億円未満	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
(4)	500億円以上	600億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
(5)	400億円以上	500億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(6)	300億円以上	400億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(7)	250億円以上	300億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
(8)	200億円以上	250億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(9)	150億円以上	200億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(10)	120億円以上	150億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$
(11)	100億円以上	120億円未満	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$
(12)	80億円以上	100億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$
(13)	60億円以上	80億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$
(14)	50億円以上	60億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(15)	40億円以上	50億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(16)	30億円以上	40億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$
(17)	25億円以上	30億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$
(18)	20億円以上	25億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$
(19)	15億円以上	20億円未満	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$
(20)	12億円以上	15億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$
(21)	10億円以上	12億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$
(22)	8億円以上	10億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$
(23)	6億円以上	8億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$
(24)	5億円以上	6億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
(25)	4億円以上	5億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
(26)	3億円以上	4億円未満	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$
(27)	2億5,000万円以上	3億円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$
(28)	2億円以上	2億5,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$
(29)	1億5,000万円以上	2億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$
(30)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$
(31)	1億円以上	1億2,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$
(32)	8,000万円以上	1億円未満	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$
(33)	6,000万円以上	8,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$
(34)	5,000万円以上	6,000万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$
(35)	4,000万円以上	5,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$
(36)	3,000万円以上	4,000万円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$
(37)	2,500万円以上	3,000万円未満	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$
(38)	2,000万円以上	2,500万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$
(39)	1,500万円以上	2,000万円未満	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$
(40)	1,200万円以上	1,500万円未満	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$
(41)	1,000万円以上	1,200万円未満	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$
(42)	1,000万円未満		$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$

## 2. X2(自己資本額及び利益額)

### ■自己資本額及び平均利益額に係る評点

▼X2の評点は、自己資本額の点数(X21)及び平均利益額の点数(X22)の合計点数を2で除した数値(小数点以下切り捨て)として求める。

計算式:

$$\text{X2評点} = \{ \text{自己資本額の点数(X21)} + \text{平均利益額の点数(X22)} \} \div 2$$

注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

## 2. -(1) X21(自己資本額)

### ■自己資本額及び平均利益額に係る評点

#### (1)自己資本額(X21)

▼自己資本額の点数(X21)は、自己資本の額(=純資産合計の額)又は平均自己資本額(2期平均)を以下のテーブル表(次頁:P86)に当てはめて求める。

▼ただし、自己資本の額が0円に満たない場合は0円とみなす。

区分	自己資本の額又は平均自己資本額		点数
(1)	3,000億円以上		2114
(2)	2,500億円以上	3,000億円未満	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$
(3)	2,000億円以上	2,500億円未満	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$
(4)	1,500億円以上	2,000億円未満	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$
(5)	1,200億円以上	1,500億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$
(6)	1,000億円以上	1,200億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$
(7)	800億円以上	1,000億円未満	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$
(8)	600億円以上	800億円未満	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$
(9)	500億円以上	600億円未満	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$
(10)	400億円以上	500億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$
(11)	300億円以上	400億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$
(12)	250億円以上	300億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$
(13)	200億円以上	250億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$
(14)	150億円以上	200億円未満	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$
(15)	120億円以上	150億円未満	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$
(16)	100億円以上	120億円未満	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$
(17)	80億円以上	100億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$
(18)	60億円以上	80億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$
(19)	50億円以上	60億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$
(20)	40億円以上	50億円未満	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$
(21)	30億円以上	40億円未満	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$
(22)	25億円以上	30億円未満	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
(23)	20億円以上	25億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$
(24)	15億円以上	20億円未満	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$
(25)	12億円以上	15億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$
(26)	10億円以上	12億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$
(27)	8億円以上	10億円未満	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$
(28)	6億円以上	8億円未満	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$
(29)	5億円以上	6億円未満	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$
(30)	4億円以上	5億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$
(31)	3億円以上	4億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$
(32)	2億5,000万円以上	3億円未満	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$
(33)	2億円以上	2億5,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$
(34)	1億5,000万円以上	2億円未満	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$
(35)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$
(36)	1億円以上	1億2,000万円未満	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$
(37)	8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$
(38)	6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$
(39)	5,000万円以上	6,000万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$
(40)	4,000万円以上	5,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$
(41)	3,000万円以上	4,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$
(42)	2,500万円以上	3,000万円未満	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$
(43)	2,000万円以上	2,500万円未満	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$
(44)	1,500万円以上	2,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$
(45)	1,200万円以上	1,500万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$
(46)	1,000万円以上	1,200万円未満	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$
(47)		1,000万円未満	$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

## 2. -(2) X22(利益額)

### ■自己資本額及び平均利益額に係る評点

#### (2)平均利益額(X22)

▼平均利益額の点数(X22)は、利払前税引前償却前利益(営業利益+減価償却実施額)の2年平均の額を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、利払前税引前償却前利益の平均の額が0円に満たない場合は、0円とみなす。

区分	平均利益額		点数
(1)	300億円以上		2447
(2)	250億円以上	300億円未満	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
(3)	200億円以上	250億円未満	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
(4)	150億円以上	200億円未満	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
(5)	120億円以上	150億円未満	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
(6)	100億円以上	120億円未満	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
(7)	80億円以上	100億円未満	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
(8)	60億円以上	80億円未満	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
(9)	50億円以上	60億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
(10)	40億円以上	50億円未満	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
(11)	30億円以上	40億円未満	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
(12)	25億円以上	30億円未満	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
(13)	20億円以上	25億円未満	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
(14)	15億円以上	20億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
(15)	12億円以上	15億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
(16)	10億円以上	12億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
(17)	8億円以上	10億円未満	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
(18)	6億円以上	8億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
(19)	5億円以上	6億円未満	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
(20)	4億円以上	5億円未満	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
(21)	3億円以上	4億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
(22)	2億5,000万円以上	3億円未満	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
(23)	2億円以上	2億5,000万円未満	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
(24)	1億5,000万円以上	2億円未満	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
(25)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
(26)	1億円以上	1億2,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
(27)	8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
(28)	6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
(29)	5,000万円以上	6,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(30)	4,000万円以上	5,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(31)	3,000万円以上	4,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
(32)	2,500万円以上	3,000万円未満	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
(33)	2,000万円以上	2,500万円未満	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
(34)	1,500万円以上	2,000万円未満	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
(35)	1,200万円以上	1,500万円未満	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
(36)	1,000万円以上	1,200万円未満	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
(37)		1,000万円未満	$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

### 3. Y(経営状況分析)

#### ■経営状況の評点

▼Yの評点は、以下の経営状況分析の8指標の数値をもとに『経営状況点数(A)』の算式によって算出した点数を『経営状況の評点(Y)』の算式に当てはめて求める。

#### 経営状況分析の8指標

属性	記号	経営状況分析の指標 {( )内はY評点への寄与度}	算 出 式	上限値	下限値
負債 抵抗力	X1	純支払利息比率 (29.9%)	(支払利息－受取利息配当金)／売上高×100	5.1 %	－0.3 %
	X2	負債回転期間 (11.4%)	(流動負債＋固定負債)／(売上高÷12)	18.0 ヵ月	0.9 ヵ月
収益性 ・効率性	X3	総資本売上総利益率 (21.4%)	売上総利益／※総資本(2期平均)×100	63.6 %	6.5 %
	X4	売上高経常利益率 ( 5.7%)	経常利益／売上高×100	5.1 %	－8.5 %
財務 健全性	X5	自己資本対固定資産比率 ( 6.8%)	自己資本／固定資産×100	350.0 %	－76.5 %
	X6	自己資本比率 (14.6%)	自己資本／総資本×100	68.5 %	－68.6 %
絶対的 力量	X7	営業キャッシュ・フロー ( 5.7%)	営業キャッシュ・フロー／1億※(2年平均)	15.0 億円	－10.0 億円
	X8	利益剰余金 ( 4.4%)	利益剰余金／1億	100.0 億円	－3.0 億円

注)・X1及びX2については、数値が小さいほど評点に対してプラスの影響を及ぼす指標。

・X3については、総資本を2期平均とし、さらにその平均の額が3000万円未満の場合は3000万円とみなして計算する。また、個人の場合は、売上総利益を完成工事総利益と読み替える。

・X4について、個人の場合は、経常利益を事業主利益と読み替える。

・X7については、営業キャッシュ・フローの額を1億で除した数値の2年平均とする。

#### 【営業キャッシュ・フローの計算】

営業キャッシュ・フロー = 経常利益＋減価償却実施額－法人税、住民税及び事業税 ± 引当金(貸倒引当金)増減額 ± 売掛債権(受取手形＋完成工事未収入金)増減額 ± 仕入債務(支払手形＋工事未払金)増減額 ± 棚卸資産(未成工事支出金＋材料貯蔵品)増減額 ± 受入金(未成工事受入金)増減額

・X8について、個人の場合は、利益剰余金を純資産合計と読み替える。

・X1～X8の数値について、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{経営状況点数(A)} = -0.4650 \times X1 - 0.0508 \times X2 + 0.0264 \times X3 + 0.0277 \times X4 + 0.0011 \times X5 + 0.0089 \times X6 + 0.0818 \times X7 + 0.0172 \times X8 + 0.1906$$

※小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{経営状況の評点(Y)} = 167.3 \times A + 583 \quad (\text{最高点1595点, 最低点0点})$$

※小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。

## 4. Z(技術職員数及び元請完成工事高)

■許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の評点

▼Zの評点は、技術職員の数点数(Z1)に5分の4を乗じたものと元請完成工事高の点数(Z2)に5分の1を乗じたものの合計(小数点以下切り捨て)として求める。

計算式:

$$Z\text{評点} = \{ \text{技術職員の数点数}(Z1) \times 0.8 \} + \{ \text{元請完成工事高の点数}(Z2) \times 0.2 \}$$

注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

## 4. -(1) Z1(技術職員数)

■許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の評点

### (1)技術職員の数(Z1)

▼技術職員の数の点数(Z1)は、許可を受けた建設業の種類毎に次の算式により「技術職員数値」を算出し、当該数値を以下のテーブル表に当てはめて求める。

$$\text{技術職員数値} = 1\text{級監理受講者数} \times 6 + 1\text{級技術者数} \times 5 + \text{監理技術者補佐} \times 4 \\ \text{基幹技能者数} \times 3 + 2\text{級技術者数} \times 2 + \text{その他技術者数} \times 1$$

※1級監理受講者とは、1級技術者であって、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けているもの(ただし、直前5年以内に講習を受講したものに限り)。

※基幹技能者は、登録基幹技能者講習を修了したもの。

▼ただし、1人の職員につき技術職員として申請できるのは、2業種まで。

区分	技術職員数値		点数
(1)	15,500以上		2335
(2)	11,930以上	15,500未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 3,570 + 2,065$
(3)	9,180以上	11,930未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,750 + 1,998$
(4)	7,060以上	9,180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,120 + 1,939$
(5)	5,430以上	7,060未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,630 + 1,876$
(6)	4,180以上	5,430未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,250 + 1,808$
(7)	3,210以上	4,180未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 970 + 1,747$
(8)	2,470以上	3,210未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 740 + 1,686$
(9)	1,900以上	2,470未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 570 + 1,624$
(10)	1,460以上	1,900未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 440 + 1,558$
(11)	1,130以上	1,460未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 330 + 1,488$
(12)	870以上	1,130未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 260 + 1,434$
(13)	670以上	870未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 200 + 1,367$
(14)	510以上	670未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 160 + 1,318$
(15)	390以上	510未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 120 + 1,247$
(16)	300以上	390未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 90 + 1,183$
(17)	230以上	300未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 70 + 1,119$
(18)	180以上	230未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 50 + 1,040$
(19)	140以上	180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 40 + 984$
(20)	110以上	140未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 30 + 907$
(21)	85以上	110未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 25 + 860$
(22)	65以上	85未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 20 + 810$
(23)	50以上	65未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 15 + 742$
(24)	40以上	50未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(25)	30以上	40未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(26)	20以上	30未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 636$
(27)	15以上	20未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 508$
(28)	10以上	15未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 511$
(29)	5以上	10未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 509$
(30)		5未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 510$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。



## 4. -(2) Z2(元請完成工事高)

### ■許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の評点

#### (2)元請完成工事高(Z2)

▼元請完成工事高の点数(Z2)は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均元請完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める。ただし、直前2年平均又は直前3年平均の選択については、X1(完成工事高)の方法と同一でなければならない。

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別 年間平均元請完成工事高	点 数
(1)	1,000億円以上	2865
(2)	800億円以上 1,000億円未満	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
(3)	600億円以上 800億円未満	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
(4)	500億円以上 600億円未満	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
(5)	400億円以上 500億円未満	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
(6)	300億円以上 400億円未満	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
(7)	250億円以上 300億円未満	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
(8)	200億円以上 250億円未満	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
(9)	150億円以上 200億円未満	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
(10)	120億円以上 150億円未満	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
(11)	100億円以上 120億円未満	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
(12)	80億円以上 100億円未満	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
(13)	60億円以上 80億円未満	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
(14)	50億円以上 60億円未満	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
(15)	40億円以上 50億円未満	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
(16)	30億円以上 40億円未満	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
(17)	25億円以上 30億円未満	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
(18)	20億円以上 25億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
(19)	15億円以上 20億円未満	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
(20)	12億円以上 15億円未満	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
(21)	10億円以上 12億円未満	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
(22)	8億円以上 10億円未満	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
(23)	6億円以上 8億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
(24)	5億円以上 6億円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
(25)	4億円以上 5億円未満	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
(26)	3億円以上 4億円未満	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
(27)	2億5,000万円以上 3億円未満	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
(28)	2億円以上 2億5,000万円未満	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
(29)	1億5,000万円以上 2億円未満	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$
(30)	1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
(31)	1億円以上 1億2,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
(32)	8,000万円以上 1億円未満	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
(33)	6,000万円以上 8,000万円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
(34)	5,000万円以上 6,000万円未満	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
(35)	4,000万円以上 5,000万円未満	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
(36)	3,000万円以上 4,000万円未満	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$
(37)	2,500万円以上 3,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
(38)	2,000万円以上 2,500万円未満	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
(39)	1,500万円以上 2,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$
(40)	1,200万円以上 1,500万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$
(41)	1,000万円以上 1,200万円未満	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$
(42)	1,000万円未満	$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

## 5. W(その他社会性等)

### ■その他の審査項目(社会性等)の評点

▼Wの評点は、労働福祉の状況(W1)、建設業営業継続状況の年数(W2)、防災協定締結の有無(W3)、法令遵守の状況(W4)、建設業の経理に関する状況(W5)、研究開発の状況(W6)、建設機械保有状況(W7)、ISO登録状況(W8)及び若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況(W9)、知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況(W10)の点数の合計点数に応じて下記計算式により算出される。

▼ただし、Wの評点が0に満たない場合は0とみなす。

計算式:

$$\begin{aligned} W \text{ 評点} = & (W1) \text{ 労働福祉状況の点数} \\ & + \\ & (W2) \text{ 建設業営業継続状況の点数} \\ & + \\ & (W3) \text{ 防災協定締結有無の点数} \\ & + \\ & (W4) \text{ 法令遵守状況の点数} \\ & + \\ & (W5) \text{ 建設業経理状況の点数} \\ & + \\ & (W6) \text{ 研究開発状況の点数} \\ & + \\ & (W7) \text{ 建設機械保有状況の点数} \\ & + \\ & (W8) \text{ ISO登録状況の点数} \\ & \\ & (W9) \text{ 若年の技術者及び技能労働} \\ & \text{者の育成及び確保の状況の点数} \\ & \\ & (W10) \text{ 知識及び技術又は技能の向上} \\ & \text{に関する建設工事に従事する者の取} \\ & \text{組の状況の点数} \end{aligned}$$

$$\times 10 \times \frac{190}{200}$$

※W点のウエイト調整のため、  
評点の一定圧縮を行う。

## 5. -(1) W(その他社会性等)

### ■その他の審査項目(社会性等)の評点

#### (1)労働福祉の状況(W1)

▼労働福祉の状況の点数(W1)は、雇用保険加入の有無(W11)、健康保険加入の有無(W12)、厚生年金保険加入の有無(W13)、建設業退職金共済制度加入の有無(W14)、退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無(W15)、及び法定外労働災害補償制度加入の有無(W16)について以下により求める。

計算式:

$$\text{労働福祉状況(W1)} = Y1 \times 15 - Y2 \times 40$$

Y1は、W14、W15、及びW16のうち加入又は導入をしているとされたものの数

Y2は、W11、W12及びW13のうち加入をしていないとされたものの数

【減点評価される場合】

(W11)雇用保険の未加入

(W12)健康保険の未加入

(W13)厚生年金保険の未加入

【加点評価される場合】

(W14)建設業退職金共済制度への加入

(W15)退職一時金制度又は企業年金制度の導入

(W16)法定外労働災害補償制度への加入

## 5. -(2) W(その他社会性等)

### ■その他の審査項目(社会性等)の評点

#### (2)建設業の営業年数(W2)

▼建設業の営業年数の点数(W2)は、建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、営業休止期間は営業年数から控除しなければならない。

区分	営業年数	点 数
(1)	35年以上	60
(2)	34年	58
(3)	33年	56
(4)	32年	54
(5)	31年	52
(6)	30年	50
(7)	29年	48
(8)	28年	46
(9)	27年	44
(10)	26年	42
(11)	25年	40
(12)	24年	38
(13)	23年	36
(14)	22年	34
(15)	21年	32
(16)	20年	30
(17)	19年	28
(18)	18年	26
(19)	17年	24
(20)	16年	22
(21)	15年	20
(22)	14年	18
(23)	13年	16
(24)	12年	14
(25)	11年	12
(26)	10年	10
(27)	9年	8
(28)	8年	6
(29)	7年	4
(30)	6年	2
(31)	5年以下	0

## 5. -(2) W(その他社会性等)

### ■その他の審査項目(社会性等)の評点

▼民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数(W2)は、民事再生法及び会社更生法の手続開始申立てを行った企業について、再生(更生)期間中は一律60点の減点となる。

区分	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	点数
(1)	無	0
(2)	有	-60

## 5. -(3) W(その他社会性等)

### ■その他の審査項目(社会性等)の評点

#### (3)防災協定締結の有無(W3)

▼防災協定締結の有無の点数(W3)は、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合に20点として求める。

区分	防災協定締結の有無	点数
(1)	有	20
(2)	無	0

## 5. -(4) W(その他社会性等)

### ■その他の審査項目(社会性等)の評点

#### (4)法令遵守の状況(W4)

▼法令遵守の状況の点数(W4)は、審査対象年に建設業法第28条の規定により指示され、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、以下のテーブル表に基づき求める。

区分	法令遵守の状況	点数
(1)	無	0
(2)	指示をされた場合	-15
(3)	営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

## 5. -(5) W(その他社会性等)

### ■その他の審査項目(社会性等)の評点

#### (5)建設業の経理に関する状況(W5)

▼建設業の経理に関する状況の点数(W5)は、監査の受審状況(W51)及び公認会計士等数(W52)の点数の合計として求める。

計算式:

$$\text{建設業経理状況(W5)} = \text{監査受審状況の点数(W51)} + \text{公認会計士等数の点数(W52)}$$

▼監査受審状況の点数(W51)は、以下の区分のいずれかの場合に加点する。

区分	監査の受審状況	点数
(1)	会計監査人の設置	20
(2)	会計参与の設置	10
(3)	経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
(4)	無	0

注) 区分(3)の場合に確認・署名する経理実務責任者は、告示第一の四の5の(二)のイに規定する公認会計士等(登録経理試験1級合格者含む)である。

▼公認会計士等数の点数(W52)は、次の算式により「公認会計士等数値」を算出し、以下のテーブル表に当てはめて求める。

$$\text{公認会計士等数値} = \text{公認会計士等の数(登録機関に登録されている1級登録経理士を含む)} \times 1 +$$

$$\text{登録機関に登録された2級登録経理士の数} \times 0.4$$

項目 区分 点数	公認会計士等数値					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
年間平均完成工事高	10点	8点	6点	4点	2点	0点
600億円以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
150億円以上 600億円未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
40億円以上 150億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
10億円以上 40億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
1億円以上 10億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	-	-	0
1億円未満	0.4以上	-	-	-	-	0

## 5. -(6) W(その他社会性等)

### ■その他の審査項目(社会性等)の評点

#### (6)研究開発の状況(W6)

▼研究開発の状況の点数(W6)は、研究開発費の額の平均の額を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限る。

区分	平均研究開発費の額		点数
(1)	100億円以上		25
(2)	75億円以上	100億円未満	24
(3)	50億円以上	75億円未満	23
(4)	30億円以上	50億円未満	22
(5)	20億円以上	30億円未満	21
(6)	19億円以上	20億円未満	20
(7)	18億円以上	19億円未満	19
(8)	17億円以上	18億円未満	18
(9)	16億円以上	17億円未満	17
(10)	15億円以上	16億円未満	16
(11)	14億円以上	15億円未満	15
(12)	13億円以上	14億円未満	14
(13)	12億円以上	13億円未満	13
(14)	11億円以上	12億円未満	12
(15)	10億円以上	11億円未満	11
(16)	9億円以上	10億円未満	10
(17)	8億円以上	9億円未満	9
(18)	7億円以上	8億円未満	8
(19)	6億円以上	7億円未満	7
(20)	5億円以上	6億円未満	6
(21)	4億円以上	5億円未満	5
(22)	3億円以上	4億円未満	4
(23)	2億円以上	3億円未満	3
(24)	1億円以上	2億円未満	2
(25)	5,000万円以上	1億円未満	1
(26)	5,000万円未満		0

## 5. -(7) W(その他社会性等)

### ■その他の審査項目(社会性等)の評点

#### (7)建設機械の保有状況(W7)

▼建設機械の保有状況の点数(W7)は、建設機械の所有及びリース台数を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、災害時に使用される代表的な建設機械(ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、大型ダンプ車及び移動式クレーン)の所有及びリースに限る。

区分	建設機械の所有及びリース台数	点数
(1)	15台以上	15
(2)	14台	15
(3)	13台	14
(4)	12台	14
(5)	11台	13
(6)	10台	13
(7)	9台	12
(8)	8台	12
(9)	7台	11
(10)	6台	10
(11)	5台	9
(12)	4台	8
(13)	3台	7
(14)	2台	6
(15)	1台	5
(16)	0台	0

## 5. -(8) W(その他社会性等)

### ■その他の審査項目(社会性等)の評点

#### (8)国際標準化機構が定めた規格による登録の状況(W8)

▼国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数(W8)は、ISO9001(品質管理)及びISO14001(環境管理)の取得状況を以下のテーブル表にあてはめて求める。

区分	国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	点数
(1)	第9001号及び第14001号の登録	10
(2)	第9001号の登録	5
(3)	第14001号の登録	5
(4)	無	0

## 5. -(9) W(その他社会性等)

### ■その他の審査項目(社会性等)の評点

#### (9)若年の技術者及び技能労働者の育成・確保の状況(W9)

▼若年の技術者及び技能労働者の育成・確保の状況の点数(W9)は、満35歳未満の技術職員が15%以上いる場合、または満35歳未満の技術職員が審査対象年度に1%以上新たに加わった場合について、以下のテーブル表にあてはめて求める。

区分	若手技術職員の継続的な育成及び確保の状況	点数
(1)	15%以上	1
(2)	15%未満	0

区分	新規若年技術職員の育成及び確保の状況	点数
(1)	1%以上	1
(2)	1%未満	0



## 5. -(10) W(その他社会性等)

### ■その他の審査項目(社会性等)の評点

#### (10)知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況に係る審査項目(W10)

▼技術者数は下記の計算式となる。

$$\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}}$$

#### CPD単位取得数

技術者数の数値が、3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。

▼技能者数は下記の計算式となる。

$$\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$$

#### 技能レベル向上者数

技能者数－控除対象者数の数値を百分率で表した数値が、1.5%未満の場合は0、1.5%以上3%未満の場合は1、3%以上4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、6%以上7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%の場合は5、9%以上10.5%未満の場合は6、10.5%以上12%未満の場合は7、12%以上13.5%未満の場合は8、13.5%以上15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。

なお、技能者数－控除対象者数＝0の場合、

#### 技能レベル向上者数

技能者数－控除対象者数の数値は、0とする。

▼上記技術者数と技能者数を足し、下表に当てはめて求める。

区分	知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	点数
(1)	10	10
(2)	9以上10未満	9
(3)	8以上9未満	8
(4)	7以上8未満	7
(5)	6以上7未満	6
(6)	5以上6未満	5
(7)	4以上5未満	4
(8)	3以上4未満	3
(9)	2以上3未満	2
(10)	1以上2未満	1
(11)	1未満	0

## 最近の経営事項審査の主な改正

### ① 平成11年7月1日より適用になった改正点

#### ア 経営状況分析（Y評点）の指標の見直し

経営状況をよりの確に反映されるため、経営状況分析に関する指標が見直されました。詳しくは、第2章2の（2）経営状況をご覧ください。

#### イ 連結決算の経営状況分析への反映

企業会計が連結決算を重視する方向にあることを受け、証券取引法の規定に基づき連結財務諸表の作成が義務づけられている会社（主に上場会社）については、単独決算による経営状況分析の評点に加え、連結決算によるものを付記することになりました。

したがって、これらの会社については、経営状況分の中清にあたり連結財務諸表の写しを提出する必要があります。

#### ウ 3級建設業経理事務士の取り扱いについて（項番92）

3級建設業経理事務士の評価対象期間が、平成15年度末（平成16年3月末まで）までに延長されました。

#### エ 財務諸表の改正（法人のみ適用）

##### ・税効果会計の導入

貸借対照表に追加

「繰延税金資産」「長期繰延税金資産」「繰延税金負債」「長期繰延税金負債」

損益計算書に追加

「法人税等調整額」

##### ・労務外注費の記載

完成工事高原価報告書に追加

「労務費」の内訳として「労務外注費」

##### ・事業税の記載方法の改正

損益計算書の改正

「法人税及び住民税」→「法人税、住民税及び事業税」

「未払法人税等」に事業税の未払額を含めるようになりました。

### ② 平成14年3月29日より適用になった改正点

W評点（その他の審査項目）の企業年金制度の有無において、企業年金制度の改正に伴い、確定拠出年金（企業型）、基金型企業年金、規約型企業年金の導入の有無が、新たな加対象の審査項目として加えられました。

### ③ 平成14年7月1日より適用になった改正点

X1評点（完成工事高）の評点テーブルが、当初制度設計時点の平均点（700点）に修正されました。

### ④ 平成15年10月1日より適用になった改正点

X1評点（完成工事高）の評点テーブルが改正されました。

### ⑤ 平成16年3月1日より適用になった部分。

経営状況分析については、指定経営状況分析機関から登録経営状況分析機関による実施となりました。

総合評定（P）については経営事項審査対象から切り離され、許可行政庁が実施する計算事務として位置付けられるとともに、任意申請となりました。

⑥ 平成18年4月1日（一部5月1日）より適用になった部分

ア X1 評点（完成工事高）の評点テーブルの修正

昨今の建設投資の減少に伴う完工高の減少等、最近の社会情勢の変化により、現在、制度設計上のウエイトから下方乖離しているX1 評点について、制度設計時の値に近似させるために修正されました。

イ 新たな審査項目として『防災活動への貢献の状況』を設置

国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結し、災害時の出勤など自らの負担も伴いながら防災活動を行っている建設業者の社会貢献活動を評価するため、防災協定締結業者を加点の対象としました。

ウ 加点となる技術者の追加

電気通信工事に係る営業所専任技術者になり得るものとして、平成18年4月1日以降、新たに「電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、5年以上の実務経験を有する者」が追加される予定であることを受けて、経審のZ指標においても当該技術者が加点対象になりました。

エ 加点対象となる資格の位置付けの改正

Zの加点対象となっている地すべり防止工事士及び一級計装士、Wの加点対象となっている建設業経理事務士について、平成14年の閣議決定「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき、平成18年4月1日以降これらに対応する資格試験を国土交通大臣の登録制度として実施することになりました。

これらについては、登録制度化に伴い資格の名称に変更等があるものの、経営事項審査上の基本的な取扱いについては従来どおりとなるため、引き続き加点の対象となります。

⑦ 平成20年4月1日より適用になった部分

ア 規模評価（X1）について

- ・ウエイトが下がります。（0.35→0.25）
- ・評価対象となる完工高の上限が引き下げられます。（2000億円→1000億円）
- ・評点幅が引き下げられます。（580点→390点）

イ 規模評価（X2）について

- ・ウエイトが上がります。（0.1→0.15）
- ・職員数の評価項目が廃止されます。
- ・新たに、「利払前税引前償却前利益（EBITDA）」が評価対象となります。

ウ 経営状況評価（Y）について

- ・企業実態を的確に反映させるため、評価項目を全面的に見直しました。

エ 技術力評価（Z）について

- ・ウエイトが上がります。（0.2→0.25）
- ・新たに、「元請完工高」が評価対象となります。
- ・技術職員の複数業種での加点が制限されます（1人2業種まで）。

- ・技術職員の2期平均による評価措置が廃止されます。
- ・監理技術者講習を受講した監理技術者が評価項目に追加されます。

オ 社会性評価（W）について

- ・加点幅及び減点幅が拡大します。
- ・「法令順守状況」「監査の受審状況」、「研究開発の状況」が評価項目に追加されます。

⑧ 平成21年4月1日より適用になった部分

ア 「利払前税引前償却前利益に関する確認書類」について、当該内容を経営状況分析結果通知書で確認できる場合は、省略可としました。

イ 「技術職員数・技術職員名簿に関する確認書類」について、知事許可業者にあつては、技術職員調書（福島県独自様式）により、すでに確認済みの資格については、合格証の原本等の提示を省略可としました。

ウ 「経営規模等評価申請書（別紙及び記載要領を含む。）」の様式を一部改正しました。

エ 「技術者一覧表」の職業能力開発促進法による資格区分において必要とされる実務経験の年数の表記を「1年」から「3年」に改めました。

⑨ 平成22年4月1日より適用になった部分

ア 「法人税又は所得税納税確定申告書」及び「消費税確定申告書」について、電子申請の場合は「申告書」と「受信通知」画面を印刷したものを提示することとしました。

⑩ 平成23年4月1日より適用になった部分

ア 技術者に必要な雇用期間の明確化

技術者の名義借り等の不正を防止するため、評価対象とする技術者を「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定することとしました。

また、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく継続雇用制度対象者については、雇用期間が限定されていても評価対象に含めることとしました。

イ 完成工事高の評点テーブルの上方修正

建設投資の減少により平均点が低下している完成工事高（X1点）及び元請完成工事高（Z2点）について、平成22年度の建設投資見込額のもとで平均点が制度設計時の平均点である700点となるよう評点テーブルを補正し、全体としてバランスのとれた評価を行うとともに、適切な入札機会を確保することとしました。

ウ 再生企業に対する減点措置

債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生企業（民事再生企業及び会社更生企業）について、社会性等（W点）の評価で、以下の減点措置を創設することとしました。

○ 再生期間中（手続開始決定日から手続終結決定日まで）は、一律60点（「営業年数」評価の最高点）の減点

○ 再生期間終了後は、「営業年数」評価はゼロ年から再スタート

なお、この措置は平成23年4月1日以降に民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てを行う企業から適用することとしました。

エ 社会性等(W点)の評価項目の追加

- ・建設機械の保有状況

地域防災への備えの観点から、建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）に規定する「建設機械」のうち、災害時に使用される代表的な建設機械（ショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベル）について、所有台数に応じて加点評価を行うこととしました。（1台につき1点、最高15点）

なお、建設機械のリースが増えてきている現状を踏まえ、経営事項審査の有効期間（1年7ヶ月）中の使用期間が定められているリースについても、同様に扱うこととしました。

・ ISOの取得状況

多くの都道府県等が発注者別評価点で評価している ISO9001 及び ISO14001 の取得状況について、受発注者双方の事務の重複・負担の軽減を図るため、経営事項審査の評価項目に追加することとした。（片方で5点、両方で10点）

⑪ 平成24年7月1日より適用になった部分

ア 保険未加入企業への減点措置の厳格化

- ・ 評価項目のうち「健康保険及び厚生年金保険」を、「健康保険」と「厚生年金保険」に区分し、各項目ごとに審査することとしました。
- ・ 「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の各項目について、未加入の場合それぞれ40点の減点（3保険に未加入の場合120点の減点）とすることとしました。

イ 外国子会社の経営実績の評価

本邦親会社及び外国子会社の経営規模に係る次の数値について、国土交通大臣に申請し、認定を受けた場合には、当該数値を評価の対象とすることとしました。

- ・ 外国子会社の完成工事高
- ・ 親会社及び外国子会社合算の利益額及び自己資本額

⑫ 平成27年4月1日より適用になった部分

ア 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の新設

・ 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況

審査基準日時点で、若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上の場合に加点することとしました。

・ 新規若年技術職員の育成及び確保の状況

審査基準日から遡って1年以内に新たに技術職員となった若年技術職員の人数が審査基準日における技術職員の人数の合計の1%以上の場合に加点することとしました。

※若年技術職員とは、技術職員のうち審査基準日において満35歳未満の者を指します。

イ 評価対象となる建設機械の範囲の拡大

- ・ 加点対象となる建設機械に、モーターグレーダー、大型ダンプ車、移動式クレーンを追加することにしました。

⑬ 平成28年6月1日より適用になった部分

ア 「解体工事業」に係る経営事項審査を新設

イ 改正法の経過措置に合わせ、経営事項審査でも下記の経過措置を設ける

(平成28年6月から3年間) → 令和元年5月末日で終了しました。

- ・ 改正法施行後の許可区分における「とび・土工工事業」・「解体工事業」の総合評定値に加え、「改正法施行以前の許可区分によるとび・土工工事業」の総合評定値も算出し、通知を行うこととしました。
- ・ 「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、双方を申請しても1の業種とみなすこととしました。(通常、技術職員1人につき申請できる建設業の種類は2であるところ、当該ケースに限り3となること認めることとしました。)

⑭ 平成28年8月1日より適用になった部分

ア 「登録基礎ぐい工事試験」及び「登録解体工事試験」合格者の加点を2点に変更

- ・ 主任技術者要件として新たに「登録基礎ぐい工事試験」及び「登録解体工事試験」の合格者が位置づけされたことにより、経営事項審査においても2級技術者(2点)として評価することになりました。

⑮ 平成28年11月1日より適用になった部分

ア 申請書に法人番号を記載することになりました

- ・ 法人番号制度が施行されたことにより、申請時に法人番号(13ケタの番号)を記載するとともに確認書類(法人番号指定通知書等)の提示が必要になりました。

イ 「舗装工事業」への表記変更(従前:「ほ装工事業」)

⑯ 平成30年4月1日より適用になった部分

ア 社会性等(W点)の合計点が0に満たない場合も合計値(マイナス)を表示することになりました

- ・ 現行制度では社会性等(W点)の合計点が0に満たない場合、「0」と表示されていたものを、合計値(マイナス値)で表示することになりました。

イ 防災活動への貢献状況の加点幅の拡大

- ・ 「防災活動への貢献状況(防災協定締結の有無)」(W3)が「有」の場合、加点が15点から20点に拡大されました。

ウ 建設機械の保有状況(W7)の評価方法の見直し

- ・ 現行制度では1台1点(最大15点)だったものを、少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価するため、1台目5点から最大15点(14台以上)まで加点が変更されました。
- ・ 営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するものも評価対象になりました。

⑰ 令和2年4月1日より適用になった部分

評価対象となる建設技能者の拡大

建設キャリアアップシステム(CCUS) レベル4の建設技能者は3点、レベル3の建設技能者は2点の評価対象になり、次ページの結果通知書で確認します。

⑱ 令和3年4月1日より適用になった部分

**ア 技術職員数（Z1）の区分に監理技術補佐が追加されました。**

・新設された「監理技術補佐」は、主任技術者となる資格を有し、一級技士補である者とされており、主任技術者相当の者より上位であることから。監理技術者相当の者より下位である4点として加点されることになりました。

**イ 労務福祉の状況（W1）の法廷労災の上乗として任意の補障制度に加入している場合の提供者について追加されました。**

・中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約についても同様に加点されることになりました。

**ウ 建設業の経理の状況（W5）の公認会計士等数の算出にあたり、継続的な研修の受講等により会計情報等に関する知識を習得した者に改正されました。**

・公認会計士：公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者（公認会計士として登録されていることが前提。）になりました。

・税理士：所属税理士会が認定する研修を受講した者（税理士として登録されていることが前提。）になりました。

・一級登録経理士：一級登録経理試験に合格した年度の開始の日から5年経過していない者又は一級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者になりました。

・二級登録経理士：二級登録経理試験に合格した年度の開始の日から5年経過していない者又は二級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者になりました。

・経理処理の適正を確認できる者の要件についても、上記公認会計士、税理士、一級登録経理士となりました。

**エ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況に係る審査項目（W10）が新設されました。**

・建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならないこととされているところ、継続的な教育意欲を促進させていく観点から、建設業者による技術者及び技能者の技術及び技能の向上の取組の状況を評価することになりました。

・技術者に関する評価については、建設業者に所属する技術者が、審査基準日以前1年間に取得したCPD単位の平均値により評価します。

・技能者に関する評価については、建設業者に所属する技能者のうち、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の割合により評価します。